

あなたも医療費の助成対象かもしれません...

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の「参加者証」の申請のご案内

取得条件を満たすと、1医療機関あたりの1ヶ月の対象医療費が**1万円**になります。
対象になるかどうか、チェック項目を確認してみましょう！

申請対象となる方（次の条件を全て満たす方）

- ☐ B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された方
- ☐ 医療保険に加入している方
- ☐ 年収約370万円以下であり、下表の年齢区分に応じた区分に該当する方

年齢区分	対象区分 ※申請の際は対象になるかどうかのご確認をお願いします
70歳未満	高額医療費制度の限度額適用認定証等の所得額の 適用区分エ・オ
70歳以上75歳未満	高齢受給者証の 一部負担割合が2割
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の 一部負担割合が2割または1割

- ☐ 広島県に住民票のある方
 - ☐ 研究に協力することに同意していただける方
 - ☐ 申請する月以前の24月以内に、既に1月以上高額療養費の算定基準額を超えた方
- ※肝がん・重度肝硬変の入院又は肝がん通院治療（分子標的薬を用いた化学療法等）

新規申請に関する提出書類

- ☐ 交付申請書（県庁・県保健所支所・県ホームページで手に入ります）
- ☐ 臨床調査個人票・同意書（記載については指定医療機関にご相談ください）
- ☐ 医療記録票のコピー（記載については指定医療機関にご相談ください）
- ☐ 申請者の資格確認書・資格情報のお知らせ等のコピー
（マイナ保険証で申請される場合は、交付申請書に個人番号の記入及び同意書欄にチェックをお願いします）
- ☐ 保険者照会にかかる同意書
- ☐ 申請者の限度額適用認定証のコピー※（※お持ちの場合のみ）
- ☐ 申請者の住民票の写し（発行日から概ね3ヵ月以内のもの）

広島県ホームページ
「肝がん・重度肝硬変に関する
助成 患者の方へ」QRコード



住民票にマイナンバーが記載されたものを提出する場合は、資格確認書等は不要です。
※申請書の同意欄のチェックをお忘れなく）

広島県ホームページ「肝がん・重度肝硬変に関する助成 患者の方へ」でも医療費助成についてご案内しています→

医療費の助成方法

参加者証の交付を受けると以下の通り助成を行います。

●医療費の助成方法について

入院の 場合	高額療養費算定基準額を超えた月が対象となります。	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※窓口で参加者証等を提示し現物支給を受けますが、 参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（1～3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた県に対して行います。	【助成を希望される方へ】 医療機関を受診された際に 渡される以下の書類は、大切に保管しておいてください。 償還払請求の際に、必要となります。
通院の 場合	対象となります。	償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では、 一部負担金（1～3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた県に対して行います。 入院の場合とは異なり、 通院の場合は参加者証受給者が医療費償還払請求を行わないと自動的に助成されません のでご注意ください。	・領収書 ・診療(調剤)明細書

対象所得区分及び高額療養費算定基準は裏面に記載しています。

対象所得区分及び高額療養費算定基準

■対象所得区分および高額療養費算定基準額■



○70歳未満

所得区分（負担割合）	高額療養費算定基準額【多数回※1】
【エ】年収約370万円以下（3割）	57,600円【44,400円】
【オ】住民税非課税（3割）	35,400円【24,600円】

◎70歳以上74歳未満（2割の方）

所得区分（負担割合）	高額療養費算定基準額【多数回※1】	
		外来（個人ごと）
【Ⅲ（一般所得）】年収約370万円以下（2割）	57,600円【44,400円】	18,000円※2
【Ⅱ（低所得Ⅱ）】住民税非課税世帯（2割）	24,600円	8,000円
【Ⅰ（低所得Ⅰ）】住民税非課税世帯（2割）（年金収入80万円以下など）	15,000円	8,000円

●75歳以上（2割または1割の方）

所得区分（負担割合）	高額療養費算定基準額【多数回※1】	
		外来（個人ごと）
【Ⅲ（一般2割）】課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円以上など（2割）	57,600円【44,400円】	令和4年10月1日～令和7年9月30日までの間、配慮措置適用※2
【Ⅲ（一般1割）】・課税所得28万円未満 課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円未満など（1割）	57,600円【44,400円】	18,000円※2
【Ⅱ（低所得Ⅱ）】住民税非課税世帯（1割）	24,600円	8,000円
【Ⅰ（低所得Ⅰ）】住民税非課税世帯（1割）（年金収入80万円以下など）	15,000円	8,000円

※1 過去12月以内に3回以上、基準額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がる
※2 8月1日から翌年7月31日までの1年間の自己負担上限額は144,000円となる。

広島県ホームページ
「肝がん・重度肝硬変に関する助成 患者の方へ」QRコード

◎対象の所得区分であれば、申請が可能です。

ご不明な点があれば、県薬務課肝炎対策グループまでお問い合わせください。

広島県ホームページ「肝がん・重度肝硬変に関する助成 患者の方へ」でも医療費助成についてご案内しています→



お問い合わせ・申請先一覧

名称	住所	電話番号
県庁薬務課 肝炎対策グループ	広島市中区基町10-52 本館 6 階	082-513-3078
西部保健所 保健課	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所広島支所 保健課	広島市中区基町10-52 農林庁舎 1 階	082-513-5526
西部保健所呉支所 厚生保健課	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所 保健課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所 保健課	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部保健所福山支所 保健課	福山市三吉町1-1-1	084-921-1417
北部保健所 保健課	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5186